



都市計画法第34条第11号条例区域は、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条第1項第1号から第3号までに該当する区域から同項第4号の区域(※) (当該指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実に見込まれる区域を除く。)を除いた区域とします。

- (※)
- ・災害危険区域
(建築基準法第39条第1項)
 - ・地すべり防止区域
(地すべり等防止法第3条第1項)
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
(急傾斜地法第3条第1項)
 - ・土砂災害特別警戒区域
(土砂災害防止法第9条第1項)
 - ・浸水被害防止区域
(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
 - ・農用地区域
(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)
 - ・第一種農地
(農地法第4条第6項第1号口、第5条第2項第1号口)
 - ・甲種農地
(農地法施行令第6条 その他)
 - ・保安林
(森林法第25条第1項、第25条の2第1項・第2項)

凡 例	
	行政界
	市街化区域
	市街化区域から1.1kmの範囲
	都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条第1項第1号から第3号までに該当する区域

(11号条例区域は、連たんの要件で専用住宅などを建てることのできる可能性のある区域を示したものであり、道路・排水などの技術的な基準を満たさなければ建築物を建築することはできません)